

警報発令等の際の措置

1 「東三河南部地域(豊川市)」または「居住地域」、「通学経路」のいずれかに**暴風・暴風雪警報**が発令された場合または、発令の有無に関わらず学校長が判断した場合、以下お措置をとる。

午前6時までに警報が解除の場合	通常授業
午前10時の時点で警報が解除の場合	5限目より授業開始
午前10時を過ぎても警報が解除されない場合	休校
生徒の登校後に警報が発令された場合	当日の授業は中止宅。ただし、帰宅途中が危険と認められる生徒については、校内の最も安全な場所で待機。
土曜日に登校する場合、上記の警報解除時刻「午前10時」を「午前8時」と読み替える。	

2 南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発表された場合

区分	気象庁具体的発表内容	生徒状況	対応
調査開始発表	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか調査を開始した場合	自宅・在校中	続報に注意し、通常通り
南海トラフ地震と評価発表	南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が、平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合	自宅・登校前	自宅待機
		在校中	直ちに帰宅させる

3 大地震発生時の対応

生徒状況	気象庁具体的発表内容	対応
登校前	震度5弱～5強	自宅待機
	震度6以上	当日は休校
下校時	震度5弱～5強	翌日は自宅待機
	震度6以上	翌日は休校
在校時	震度5弱～5弱以上	教員の指示に従って避難。その後帰宅。

◎学校緊急一斉メール、学校HPなどで状況は発信する。

4 家庭で登校するのに危険であると判断した場合

登校しない旨を、その理由とともに学校に連絡する。

大規模災害等における「特別警報」について

* 大規模な災害の発生が緊迫していることを伝えるために「特別警報」(平成25年8月30日運用)が創設された。

1 特別警報の発表基準

- (1)数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて特別警報として発表される。
- (2)「大津波警報」「噴火警報」「緊急地震速報(震度6弱以上)」は特別警報として位置づけられる。

2 特別警報発表時の対応原則

「ただちに命を守る行動をとる」

3 登校以前に名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合

- (1)授業は行わず、休校にする。(生徒は登校しない)
- (2)特別警報がその日のうちに解除されても、授業は行わない。
- (3)解除後の授業開始については、学校から生徒(家庭)に伝える。

※(3)の場合でも、通学路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校困難な生徒は、登校しなくともよい。